

平成30年度

参加登録期間 平成30年6月1日～10月31日 先着順で受付中!

# 「省エネポイントアクション」の参加者を募集しています

電気 ⚡ ・ ガス 🔥 使用量を削減して区内共通商品券をGETしよう!

みどりのカーテン

OFF

区内共通商品券

GET!

省エネ行動

【2ヶ月コース】  
平成30年7月1日～12月31日のうち2ヶ月  
【3ヶ月コース】  
平成30年8・10・12月の3ヶ月限定

冷房 暖房  
28℃ 20℃

冷蔵庫

冬、春、秋は「弱」に設定  
夏は「中」に設定

区内共通商品券  
平成30年12月～平成31年3月頃

省エネポイントアクションとは

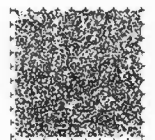
参加登録をして、省エネに取り組むと、電気やガスの使用量削減率に応じて省エネポイントを獲得できます。獲得したポイント数に応じて、区内共通商品券を区からお送りします。  
(省エネポイント500ポイントにつき、500円分の区内共通商品券。)

※この事業は、「みうら太陽光発電所」の収益を活用しています。

区では、区民の皆さまの省エネの取組みを支援するため、平成27年度に開始した「省エネポイントアクション」を今年度も実施します。省エネを進める各コースに参加登録して結果をお知らせいただくことで、「省エネポイント」を獲得できます。省エネポイントは、1ポイント＝1円相当の区内共通商品券と交換いただけます(500ポイント単位)。

※区内共通商品券の購入については、平成26年3月に神奈川県三浦市の区有地に開設した「みうら太陽光発電所」で発電した電気を売却して得られた収益を財源としています。

世田谷区



## 2ヶ月コース（先着1,000世帯・事業所）

- 対象** 世田谷区在住者（世帯で申込み）  
世田谷区に事業所をもつ事業者（事業所単位での申込み）
- 取組内容** 7月～12月の間で、好きな2ヶ月、家庭や事業所で電気やガスの使用量削減をおこなっていただきます。（例：7月と12月）
- 獲得できる省エネポイント** 報告書を提出すると、500ポイント獲得できます。  
さらに、昨年よりも電気やガスの使用量を削減できた場合、下表のとおりポイントを追加獲得できます。



<b>削減率</b>	3%以上 6%未満	6%以上 10%未満	10%以上 15%未満	15%以上
<b>ポイント (追加獲得分)</b>	500ポイント	1,000ポイント	1,500ポイント	2,000ポイント

※獲得ポイントのイメージ

8月と12月の電気の合計使用量が11%削減（日割計算）、かつ8月と12月のガスの合計使用量が8%削減（日割計算）できた場合は、3,000ポイント（区内共通商品券3,000円分）を獲得できます。

【内訳】 500（報告書提出）+1,500（電気使用量削減）+1,000（ガス使用量削減）

### 各コース共通の注意事項

- ・2ヶ月コース、3ヶ月コースのどちらか一方に参加登録してください。
- ・各コースが定員に達した場合は、もう一方のコースで登録させていただくことがございます。ご了承ください。

## 参加者の声



〈ゆうりん さん〉

電気使用量24.5%削減

電源（電気）は、こまめに切るなど、子どもとゲーム感覚で楽しく削減できました。

〈あっこ さん〉

ガス使用量40.3%削減

ガスはシャワーの温度を1度下げるだけでずいぶん省エネできました。

## 省エネのコツ

出典：「家庭の省エネ徹底ガイド 春夏秋冬」（資源エネルギー庁）を一部改変

照明機器の交換に際しては、LED照明を選ぶ



- ◆CO<sub>2</sub>削減量  
52.8kg-CO<sub>2</sub>/年
- ◆家計のオトク  
2,430円/年

※白熱電球を電球型LEDランプに交換した場合

お風呂は間隔をあけずに続けて入る



- ◆CO<sub>2</sub>削減量  
87.0kg-CO<sub>2</sub>/年
- ◆家計のオトク  
6,880円/年

※毎日追い炊きする場合との比較

# コースの紹介

## 3ヶ月(8・10・12月限定)コース (先着500世帯・事業所)

- 対象** 世田谷区在住者(世帯で申込み)  
世田谷区に事業所をもつ事業者(事業所単位での申込み)
- 取組内容** 8月・10月・12月の3ヶ月限定(※取り組んでいただく月は、変更できません。)  
家庭や事業所で電気やガスの使用量削減をおこなっていただきます。
- 獲得できる省エネポイント** 報告書を提出すると、1,000ポイント獲得できます。  
さらに、昨年よりも電気やガスの使用量を削減できた場合、  
下表のとおりポイントを追加獲得できます



削減率	3%以上 6%未満	6%以上 10%未満	10%以上 15%未満	15%以上
ポイント (追加獲得分)	1,000ポイント	1,500ポイント	2,000ポイント	2,500ポイント

※獲得ポイントのイメージ

8月・10月・12月の電気の合計使用量が11%削減(日割計算)、かつ8月・10月・12月のガスの合計使用量が8%削減(日割計算)できた場合は4,500ポイント(区内共通商品券4,500円分)を獲得できます。

【内訳】1,000(報告書提出) + 2,000(電気使用量削減) + 1,500(ガス使用量削減)

- 一度ご提出された報告書(検針票等を含む)の差し替えは原則できませんので、ご注意ください。
- コースの変更は原則できませんので、ご注意ください。
- 検針票等は、お名前・ご住所・ご使用年月が分かるものをご提出ください。

## 東京都家庭の省エネアドバイザー制度 無料 希望制

### 東京都家庭の省エネアドバイザー制度とは?

東京都が認定した企業・団体(統括団体)のスタッフが「家庭の省エネアドバイザー」として、各家庭や自治体・町会等に直接お伺いし、省エネ対策のアドバイスを行う制度です。



どんなアドバイスが受けられるの? ご家庭に訪問し、お話を伺った上で省エネのコツをご提案します。

#### 電気やガスの使用量を確認!

使用量のお知らせ(検針票)等で今月の使用量を見たり前年と比べたりしながら、どのくらいエネルギーを使っているかを一緒に確認します。使用量を、都内の平均値と比べ、わが家の省エネ度をチェックします。



#### すぐにできる省エネ対策をご提案!

家庭の省エネアドバイザーが「何をすれば、どれだけお得になるか」、「一瞬の設定で長く省エネ効果を得ることのできる対策」等をご提案します。



ご希望の方には、この制度の詳しい内容のリーフレットを差し上げます。つきましては、参加登録申請書の所定の欄にチェックを付けてください。

### 東京都家庭の省エネアドバイザーに関するお問い合わせ先

東京都地球温暖化防止活動推進センター(愛称:クール・ネット東京)  
電話 03-5990-5065 FAX 03-6279-4697

出典:「あなたのお家の光熱費を下げるヒント 省エネのプロが無料でアドバイス!」(クール・ネット東京)  
URL: <https://www.tokyo-co2down.jp/>

# 参加登録から区内共通商品券の受取までの流れ

## ①参加登録

平成30年6月1日(金)～10月31日(水)

郵送、ファクシミリ、電子申請（スマートフォン可）で、参加登録してください。

### ●郵送・ファクシミリの場合

参加登録申請書に必要事項を記入のうえ、下記提出先までお送りください。

参加登録申請書は本ページ下段のもの、または区ホームページからダウンロードしたものをお使いください。

### 区ホームページ（参加登録申請書のダウンロード）

世田谷区ホームページ ▶ 暮らしのガイド ▶ 住まい・街づくり・交通 ▶ みどり・環境

▶ 省エネルギーの推進 ▶ 省エネポイントアクション

### ●電子申請の場合

区ホームページから申請してください。

区ホームページ（電子申請） 右側のQRコードもご利用ください。

世田谷区ホームページ ▶ 暮らしのガイド ▶ 区政情報 ▶ オンラインサービス ▶ 電子申請

▶ 電子申請手続き一覧 ▶ 【電子申請】省エネポイントアクション参加登録申請



スマートフォン用



携帯電話用

## ②省エネ行動の実践

平成30年7月1日(日)～12月31日(月)

登録された各コースの取組みを実践しましょう。

## ③結果報告

平成30年9月1日(土)～平成31年2月28日(木)（郵便は当日消印有効です）

郵便または電子申請（スマートフォン不可）で、報告書をご提出ください。

報告書の様式は、ご自宅、事業所へ事前に郵送します。



## ④ポイント及び区内共通商品券受取

平成30年12月～平成31年3月頃

「ポイント決定通知書」と区内共通商品券をご自宅、事業所へ郵送します。

### 書類提出先・問合せ先

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区 環境政策部 環境計画課「省エネポイントアクション担当」

（電話）03-5432-2214 （ファクシミリ）03-5432-3062

お問い合わせの受付は、月～金曜（祝日を除く）午前8時30分～午後5時です。

----- 郵送するときの切り取り線（ファクシミリのときは、切り取らないで送信してください） -----

## 平成30年度省エネポイントアクション 参加登録申請書

コース 参加登録する コースを1つ 選び、 <input checked="" type="checkbox"/> チェ ックをしてく ださい。	<input type="checkbox"/> 2ヶ月コース (7月～12月までのお好きな2ヶ月)	<input type="checkbox"/> 3ヶ月コース (8・10・12月の3ヶ月限定) ※取り組む月は変更できません
	<input type="checkbox"/> 「東京都家庭の省エネアドバイザー制度」リーフレットを希望します。 ※ご希望の方には、省エネポイントアクション参加登録通知書と一緒に送付いたします。	
ふりがな		
氏名	(氏)	(名)
事業所名		(担当者)
住所	〒 - 世田谷区	
電話番号	(日中つながりやすいご連絡先)	-

お預かりした個人情報、省エネポイントアクションにかかる通知の発送、連絡の目的にのみ使用します。